

大阪市告示第429号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年4月6日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年4月13日（月）	
	令和8年4月20日（月）	
	令和8年4月27日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年4月6日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月13日（月）	
	令和8年4月20日（月）	
	令和8年4月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年4月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年4月11日（土）から 同月12日（日）まで	
	令和8年4月18日（土）から 同月19日（日）まで	
	令和8年4月25日（土）から 同月26日（日）まで	

<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	令和8年4月1日(水)	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月2日(木)	午前6時30分から 翌日午前2時まで
	令和8年4月3日(金)から 同月4日(土)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月5日(日)	午前6時15分から 午後10時30分まで
	令和8年4月7日(火)	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月8日(水)から 同月12日(日)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月14日(火)から 同月19日(日)まで	
	令和8年4月21日(火)から 同月24日(金)まで	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和8年4月25日(土)	午前6時15分から 翌日午前0時まで
	令和8年4月26日(日)	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

令和8年4月28日（火）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
令和8年4月29日（水）	午前6時30分から 翌日午前0時15分 まで
令和8年4月30日（木）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）